

豊川市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年5月24日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	上澤	勉
同	松下	広和

別 紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
環 境 部	清掃事業課	平成26年4月 1日 ～平成28年2月15日	平成27年12月10日 ～平成28年 2月15日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 補助金・交付金に関する事務について

(2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【環境部清掃事業課】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があった。また、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

閉庁時の宿日直業務における犬、猫等の死体処理手数料の収納事務において、委任を受けていない職員等が取り扱いをしているため、適正な公金取扱事務を行うよう改善されたい。